

大和市臨時的任用職員及び非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第9号

大和市臨時的任用職員及び非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

大和市臨時的任用職員及び非常勤職員の任用等に関する規則（昭和50年大和市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第4条第1号中「第22条第5項」の次に「若しくは第26条の6第7項第2号」を加える。

第5条第2項第1号を次のように改める。

(1) 臨時的任用職員・非常勤職員登録申込書

第11条第2項中「平成7年大和市規則第9号」の次に「。以下「休暇規則」という。」を加える。

第15条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（勤怠管理システムによる処理）

第15条 この規則の規定により行うこととされる申請、承認その他の手続について、勤怠管理システム（職員の勤務等の管理に関する事務を行うための電子情報処理システムで人財課が所管するものをいう。以下「システム」という。）を利用することができるときは、原則としてシステムにより行うものとする。

2 この規則の規定により作成することとされている書類については、システムにより作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をもって代えることができる。

別表第2備考に次の1項を加える。

4 第5号、第11号、第15号及び第16号に規定する子には、休暇条例第8条の2及び同条の規定による休暇規則第11条第4項において子に含まれるものとされる者を含む。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。